

## 児童相談所音声認識システム導入業務企画提案募集実施要領

この要領は、児童相談所音声認識システム導入業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 事業概要

#### (1) 業務名

児童相談所音声認識システム導入業務

#### (2) 目的

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿っており、事案内容も複雑・困難化する中、効果的な育成体制の充実が課題となっている。AI 技術を活用した音声認識システムを導入することで、現場実践（OJT）を通じた効果的な育成指導の実施や対応の標準化を図るほか、相談記録業務の効率化によりケースワーク時間を確保し、支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな援助の実現を図ることを目的とする。

#### (3) 内容

「児童相談所音声認識システム導入業務委託仕様書」のとおり。

#### (4) 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 2 委託見積上限金額

7,360,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※金額は、契約期間その他の要因により変動することがある。

### 3 参加者の資格に関する要件

この企画提案に参加するためには、次の要件をすべて満たしていること。

#### (1) 参加者の資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱による入札参加資格の停止の期間中でないこと。
- ウ 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録、もしくは、企画提案書提出期限までに登録が予定されていること。
- エ 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- カ 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- キ プライバシーマーク、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。
- ク 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有していること。

#### (2) 共同企業体での参加

複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案に参加できるものとする。

ただし、JVの全ての構成員は、3（1）ア～キの資格要件を満たし、代表者もしくは構成員のいずれかに3（1）クの資格要件を満たしている者が含まれていること。

なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案に参加することはできないものとする。

#### 4 参加申し込み

企画提案への参加を希望する者は、令和6年10月21日（月）17時までに「参加申込書（様式1）」をFAX又は電子メールにて提出先まで提出すること。

なお、JVによる参加の場合には、「委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式2）」を提出すること。ただし、委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。

##### 【提出先】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
子育て支援課児童・女性支援施設係  
〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

Tel：089-912-2414（直通） Fax：089-912-2409

E-mail：[kosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ehime.lg.jp)

#### 5 企画提案書

##### （1）書式等

ア 形式はA4版縦、横書き、左綴じとすること。

イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ ページ数は10ページ以内とすること。

##### （2）記載内容

提案書には、別紙企画提案書審査基準を参考に、それぞれ対応する内容を記載すること。提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを使用しても構わない。

##### （3）提出部数

紙媒体で4部（正本1部、副本3部）提出すること。

なお、企画提案書に付随して、以下の書類を提出すること。

- ・会社概要書（様式3） 1部
- ・受託実績報告書（様式4） 1部
- ・参考見積書（様式自由） 1部

※見積金額は内訳を記載し、代表者印を押印すること。

※見積上限金額7,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

##### （4）提出方法

令和6年10月31日（木）17時までに、持参又は郵送（必着）により、4の提出先まで提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和6年10月21日（月）までに、質問書（様式5）に記載の上、下記のメールアドレス宛てに提出すること。

質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、受付期間外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

- ・質問メールの件名 「児童相談所音声認識システム導入業務企画提案質問書（事業者名）」
- ・送信先メールアドレス [kosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ehime.lg.jp)

## 7 審査及び選定方法

### (1) 選考方法

県が設置する審査会において、審査委員による書類審査を行い委託候補者を決定する。

### (2) 審査項目

企画提案書審査基準（別紙）のとおり。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、文書により企画提案者に通知する。

## 8 失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他この書面に示された条件に適合しなかった場合。

## 9 その他

- (1) 応募は1者につき1件とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (5) 提出日以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (6) こども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の交付決定がなされない場合は、業務内容の変更や業務実施を取り止める場合がある。

10 スケジュール (予定)

| 内容             | 期間                 |
|----------------|--------------------|
| 参加申込書及び質問書提出期限 | 令和6年10月21日(月)17時まで |
| 質問回答           | 令和6年10月25日(金)      |
| 企画提案書等の提出期限    | 令和6年10月31日(木)17時まで |
| 書類審査           | 令和6年11月上旬          |
| 最終選定結果の通知      | 令和6年11月上旬          |

11 問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課  
児童・女性支援施設係 担当者 宇都宮

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

Tel : 089-912-2414 (直通) Fax : 089-912-2409

E-mail : [kosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ehime.lg.jp)